



さくら市議会
議長 石岡 祐二

経済や市民生活に甚大な影響を与えている新型コロナウイルスは、ピーク越えの兆しが見えつつあるも、現在も閉塞感の渦から脱出できず、長期休業による所得の減少など、厳しい状況が続いています。

全国の感染者は1万6千人、死亡者も800人を超える中、感染拡大防止にご尽力いただいている皆さんには、深く感謝をするものであります。

市議会では、新型コロナウイルス感染症対策会議を2月23日に設置し、市民の皆さんからの意見、要望、質問等を、議員18人全員でお受けし、執行部と検討を重ねております。市民の皆さんも、マスク、うがい、消毒の励行、3密の回避、ソーシャルディスタンスの確保は、今後も心掛けたいと思います。

5月14日には、栃木県は緊急事態宣言が解除され、規制が緩和されましたが、まだ、安心できる時期ではありません。今までとは違う新しい生活様式を実践していく必要があります。

最後に、自分を守る、そして家族を守る、同時に社会を守るための新たな行動をもう一度見直していただきたい。そして、何よりも健康、命が大切です。



議会運営委員会
委員 永井 孝叔

市議会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、多数の市民が困難な状況に置かれ不自由な生活を余儀なくされている現状を鑑み、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止、市民の生活、市内の産業等の早期の安定化その他の新型コロナウイルス感染症に対する施策を実施するなど、この新型コロナウイルス感染症が終息されるよう議員全員で取り組んでおります。

また、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が解除されて間もない時期に開会します6月定例会では、感染防止対策のため、会期の短縮、一般質問の自粛、議案の集中審議、議場への入場者の絞込みなど工夫して開催します。市民の皆様におかれましても、今回の定例会の傍聴につきましては、自粛くださいますようお願いいたします。定例会で審議しました内容につきましては、議会だよりにて報告いたしますのでご了承くださいますようお願いいたします。



議会
会長 鈴木 恒充

新型コロナウイルス感染症が確認されてからわずか前半の間に全世界に感染拡大し、日本各地でも感染が拡大し、緊急事態宣言が発令される事態となる中、私たちのさくら市では、いまだに感染者「0」を続けています。これは、市民の皆様が新型コロナウイルス感染症に対する正しい行動が取れている賜だと思っております。緊急事態宣言が解除されても私たちは外出の自粛、イベントの自粛など今は我慢を続ける時です。その先には、必ず平穏な社会に戻り、今とは違う新しい日常生活を送ることができると信じております。みんなで頑張りましょう。



※写真は2018年12月に撮影したものです。

さくら市議会の 対応について

〇ウェブ会議の試験運用を行いました

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、議会においても「3密」防止の観点から、今後の打ち合わせ等にタブレットを使用した「ウェブ会議」の試行を議員18名全員で行いました。

5月8日第2回臨時会でもNHKから取材を受けました。



4月28日付下野新聞県版より

〇市民、議員からの意見を執行部に伝えました。

意見・要望・提案・質問等

- 〇税金、社会保険料などに対する猶予や減額、免除等の対応を検討してはどうか。
- 〇政府が配布するマスクについても必要としない方がいるので、そのマスクの利活用の検討をお願いしたい。
- 〇特別定額給付金の振込について、さくら市においても金融機関と協議を行い、早期交付に取り組んでほしい。
- 〇市民から議員に多くの要望が届いており、6月議会で執行部と議会での意見交換等が計画されているが、それまでの間にも意見交換等を行い、市独自の支援策を打出してはどうか。
- 〇広報車での市民への周知を実施してはどうか。
- 〇水道料金の検討、ガスに対する補助、電力会社との協議を行い、市民の生活へのさらなる支援に取り組んでどうか。
- 〇飲食店と休校により家庭で3食取らなければならない子どもたちの両方を支援する方法として、テイクアウトに使える利用券などを発行してはどうか。
- 〇学費や生活費に困る学生が増えている。学生が学び続けられるための支援制度を創設してはどうか。
- 〇本県の緊急事態宣言が解除となった場合、近接する特別警戒都道府県からの来県者が増加する可能性があるため、引き続きの外出の自粛、イベントの自粛の要請を広く周知すべきでないか。
- 〇まもなく出水の時期となるが、災害発生時の避難所における新型コロナウイルス感染症の拡大防止策は検討されているのか。対策がなければ、早急に検討すべきでないか。

第1回臨時会 スピード感をもった支援を可決!

令和2年第1回臨時会が4月27日開催され、令和2年度一般会計補正予算等の議案6件を原案通り可決しました。

令和2年度さくら市一般会計補正予算（第1号）

店舗・事業所向け

○感染防止対策交付金

【内 容】 消毒薬、マスクなどの感染防止に対する資材購入費として
※見舞金としての性格を有する支援で、資材購入の領収書は不要

【交付金額】 **一律3万円**

【対 象】 小売業、宿泊、飲食業、生活関連サービス業の事業所・飲食店

○感染拡大抑止対策交付金

【内 容】 従業員等の感染が確認された、感染確認者が立ち寄った商店、飲食店を消毒する場合の支援

【交付金額】 **一律10万円**

○さくら市新型コロナウイルス感染症対策特別資金（3月23日より実施中）

【概 要】 ・融資限度額 **1,000万円**

・5年間の利子を全額補助

・信用保証料全額補助

※申し込み多数のため利子分、信用保証料分を増額補正

生活困窮世帯向け

○児童扶養手当受給世帯向け給付

【内 容】 休校等が長引く中、シングルマザー等のひとり親家庭を支援します。

【交付金額】 **一律2万円**

その他の議案

○専決処分の承認（さくら市税条例等の一部改正）

○専決処分の承認（さくら市都市計画税条例一部改正）

○専決処分の承認（さくら市国民健康保険税条例一部改正）

○専決処分の承認（令和元年度一般会計補正予算）

○さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意（川崎 保成氏）

※詳細は広報さくら4・5月号、さくら市ホームページをご覧ください。

第2回臨時会 より生活に密着した支援を可決!

令和2年第2回臨時会が5月8日開催され、令和2年度一般会計補正予算等の議案4件を原案通り可決しました。

さくら市議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例の制定

○議員報酬 **10%削減** 3か月（6、7、8月分）

さくら市長等の給料の減額に関する条例の制定

○市長給料 **20%削減** 3か月（6、7、8月分）

○教育長給料 **15%削減** 3か月（6、7、8月分）

令和2年度さくら市一般会計補正予算（第2号）

○特別定額給付金 1人 **10万円**

○子育て世帯への臨時特別給付金
児童手当受給世帯 対象児童1人 **1万円**

○飲食店向け給付金
飲食店向け給付金
（休業の取り組みにかかわらず） **10万円**

○県の休業協力金上乗せ給付金
（飲食店以外） **10万円**

○学力維持・読書推奨事業
小中学生に図書カード配布
1人 **2,000円分**

○図書館感染対策事業
図書消毒器導入

○新型コロナウイルス対策基金
・特別職、議員の報酬削減相当額の繰り入れ
・特別定額給付金受給後の寄付の受け皿

県内市町の特別定額給付金 オンライン申請の受付開始日

開始日	市町名
5月1日	宇都宮、足利、鹿沼、小山、さくら、上三川、那須
上旬	真岡
11日	野木、高根沢
12日	栃木、佐野、那須烏山、益子、茂木、市貝、芳賀
13日	壬生
15日	大田原、矢板
中旬	日光、那須塩原、下野、塩谷、那珂川

※受付開始日は予定含む

あなたが使える支援策一覧は、p.6~7をご覧ください。

市外局番 028

保存版

個人・世帯向けの支援策情報【国・県・市】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているさくら市民の皆さまへ

【5月22日時点】



最新・変更情報は市HPで



さくら市



生活費・家賃・子育て・教育費をもらう（給付等）

- 特別定額給付金 一律 1人10万円
住居確保給付金(家賃相当分給付) 上限32,200円/月(単身) 上限41,800円/月(3人世帯)
子育て臨時特別給付金 子ども1人に1万円(手続き不要)
児童扶養手当受給者に対する臨時給付金(給付終了) 受給者に2万円(給付終了)(基準日 令和2年5月1日)
学力維持・読書推進事業 市内小・中学生全員に2千円分の図書カード
高等教育修学支援制度 授業料・入学金の免除・減額 給付型奨学金の支給
アルバイト学生(大学生等)支援制度 収入減少学生 1人最大10万円 非課税世帯学生 1人最大20万円
生活保護 生活に必要な生活費・家賃・医療費等

市総合政策課 ☎681・1113 申込締め切り8月7日まで。
*全ての市民の方、必ずお受け取りください。なお、一定額の寄付をされる場合は、さくら市新型コロナウイルス対策基金をご利用ください。

社会福祉協議会氏家支部 ☎601・7123 ・離職で住宅を失った(失う恐れがある)場合。

市子ども政策課 ☎681・1125 児童手当受給者に支給するため手続きが不要。ただし、給付が不要の場合は辞退届を提出。

市子ども政策課 ☎681・1125 5月29日に児童扶養手当の指定口座に振込済。

市学校教育課 ☎686・6620

日本学生支援機構 ☎0570・666・301 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

日本学生支援機構 ☎0570・666・301

市福祉課 ☎681・1106

生活費を借りる(貸付)

- 緊急小口資金貸付 休業者に対し 上限20万円
総合支援資金貸付 失業者に対し 上限20万円/月(3か月以内)

*緊急小口資金貸付は 中央労働金庫 ☎0120・225・775 氏家郵便局 ☎682・5500でも対応

社会福祉協議会氏家支部 ☎601・7123 条件は応相談

保険料等の支払いを減らす(減免)

- 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 税及び保険料の減額・免除
介護保険料 保険料の減額・免除
市営住宅使用料 家賃の減免
厚生年金保険料 国民年金保険料 支払いの免除・猶予

市税務課 ☎681・1114 市市民課 ☎681・1116 主たる生計維持者の収入が前年比30%以上減少する見込みの方など。詳細は後日お知らせします。

市税務課 ☎681・1114 市高齢課 ☎681・1155 主たる生計維持者の収入が前年比30%以上減少する見込みの方など。詳細は後日お知らせします。

市建設課 ☎681・1119 詳細はおたずねください。

宇都宮東年金事務所 ☎683・3211 詳細はおたずねください。

税金や保険料、上下水道料・電気料の支払いをのばす(猶予・延長)

- 国税・県税 最大1年間納付を猶予
市税 最大1年間納付を猶予(無担保、延滞金なし)
介護保険料 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 支払いの猶予
上下水道使用料 5か月間支払いの猶予
電気料 3月から6月の支払いの延期

詳細は 国税猶予センター☎048・615・3007 矢板県税事務所☎0287・43・2171

市税務課収納対策室 ☎681・2263 納期限内申請で、収入が前年比概ね20%以上減少し、一時に納付が困難な方。詳細はおたずねください。

市税務課収納対策室(介護)市高齢課 ☎681・1155 (国・後)市市民課 ☎681・1116 詳細はおたずねください。

市上下水道料金センター ☎681・1216 一時的に納付が困難な方に対する支援、猶予期間後も応相談。

東京電力エナジーパートナー ☎0120・993・052(自由化前の料金プラン) ☎0120・995・113(自由化後の料金プラン)

お問合せ、申請は電話やメール、郵送で さくら市役所内の、新型コロナウイルス感染症予防のため、各種お問合せや提出はメールやお電話、郵送でお願いします。 発行：栃木県さくら市

保存版

事業者向けの支援策情報【国・県・市】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているさくら事業者の皆さまへ

【5月22日時点】



最新・変更情報は市HPで



さくら市

両面共通



注目すべき国の支援策 さくら市の支援策

経営悪化分や休業に協力した資金をもらう(給付・交付)

- 持続化給付金 給付上限：法人200万円 給付上限：個人100万円
地元事業者応援助成金(予定) 給付上限：法人30万円 給付上限：個人30万円
県感染拡大防止協力金 1事業者最大30万円(複数事業所など)1事業者あたり10万円
事業者緊急支援交付金 ①1施設(店舗)10万円 ②1施設(店舗)10万円(重複交付不可)
感染防止対策交付金 1施設(店舗)3万円

農業向け資金情報

- 持続化給付金 給付上限：農業法人200万円 給付上限：農業者100万円
とちぎ農業新型コロナ対策相談窓口 補助事業・融資等の相談をお受けします。

資金を借りる(貸付・融資)

- 当初6億から18億に拡大 新型コロナウイルス感染症対策特別資金 融資上限：1000万円 利子5年間全額補助 信用保証料全額補助
感染症特別貸付 5%以上減で上限3億円 別途利子補給制度あり。
新型コロナウイルス感染症緊急対策資金 融資上限：8000万円 10年以内、金利1.2または1.4%以内
衛生環境激変特別貸付 融資に1~3千万円追加 運転資金として7年間以内

給料が払えない(助成)

- 雇用調整助成金 休業手当の最大100%助成

休校で仕事を休んだ(助成)

- 小学校休業等対応助成金(従業員) 従業員の有給休暇の最大100%助成
小学校休業等対応助成金(フリーランス) 1日4,100円助成

税金や上下水道料の支払いを減らす、納付をのばす(軽減・猶予)

- 固定資産税 都市計画税(償却資産・事業用家屋) 令和3年度の税金を軽減
国税 最大1年間納付を猶予
県税 最大1年間納付を猶予
市税 最大1年間納付を猶予(無担保、延滞金なし)
上下水道使用料 5か月間支払いの猶予

開拓資金の補助

- ものづくり補助金 上限1000万円 中小50%、小規模2/3
持続化補助金(コロナ特別対応型) 上限100万円、補助率2/3

市外局番 028

持続化給付金事業コールセンター ☎0120・115・570 売上が前年同月比50%以上減少した事業者。

市商工観光課 ☎686・6627 売上が前年同月比20~50%未満で減少している市内事業所。詳細は後日周知。

協力金受付センター☎680・7145 県の休業要請に応じた事業者に対する協力金。受付期間6月30日まで。

市商工観光課 ☎686・6627 ①飲食店、宿泊業、旅行業等感染症の影響を強く受けた事業者へ交付。②県の休業要請に応じた事業者へ県の協力金に上乗せ。

市商工観光課 ☎686・6627 飲食店、宿泊業等の消毒薬やマスクなどの資材購入費に対して交付。

持続化給付金事業コールセンター ☎0120・115・570 条件は上持続化給付金と同じ。

塩谷南那須農業振興事務所 ☎0287・43・1252 市農政課 ☎681・1117

市商工観光課 ☎686・6627 売上が前年同月比3%以上減少等、条件等の詳細は4月1日号市広報紙、市ホームページ参照。

日本政策金融公庫 ☎0120・154・505

県経営支援課 ☎623・3181 1か月売上が3%以上減、3か月売上も3%以上減少の見込者。

日本政策金融公庫 ☎0120・154・505 1か月の売上10%以上減少。

厚生労働省コールセンター ☎0120・60・3999 全国のハローワーク

厚生労働省コールセンター ☎0120・60・3999

厚生労働省コールセンター ☎0120・60・3999

市税務課 ☎681・1114 任意の3か月の売上が前年比30%以上減少の場合、その減少割合で課税標準額が50%又は0%。

国税局猶予相談センター ☎048・615・3007 詳細はおたずねください。

矢板県税事務所 ☎0287・43・2171 詳細はおたずねください。

市税務課収納対策室 ☎681・2263 納期限内申請で、収入が前年比概ね20%以上減少し、一時に納税が困難な方。詳細はおたずねください。

市上下水道料金センター ☎681・1216 一時的に納付が困難な方に対する支援、猶予期間後も応相談。

ものづくり補助金事務局サポートセンター ☎050・8880・4053

氏家商工会 ☎682・2019 喜連川商工会 ☎686・2122



● 議会の動き (新型コロナウイルス感染症関連)

- 2月
 - 23日 さくら市議会新型コロナウイルス感染症対策会議
 - 26日 議員全員協議会
第1回定例会開会
議会広報委員会
 - 27日 第1回定例会一般質問
 - 28日 第1回定例会一般質問
- 3月
 - 3日 第1回定例会一般質問
 - 4日 第1回定例会予算審査特別委員会 (総務所管)
 - 5日 第1回定例会予算審査特別委員会 (文教厚生所管)
 - 6日 第1回定例会予算審査特別委員会 (建設経済所管)
 - 10日 第1回定例会建設経済常任委員会
 - 11日 第1回定例会文教厚生常任委員会
 - 12日 第1回定例会総務常任委員会
 - 18日 議会運営委員会
議員全員協議会
第1回定例会閉会
 - 23日 さくら市議会新型コロナウイルス感染症対策会議
国・県に意見書提出
- 4月
 - 10日 さくら市議会新型コロナウイルス感染症対策会議
 - 27日 第1回臨時会
- 5月
 - 8日 第2回臨時会



3密に配慮したうえで会議を行っています。

議会新型コロナウイルス感染症対策会議メンバー

議長	石岡 祐二
副議長	岡村 浩雅
議会運営委員長	永井 孝叔
総務常任委員長	鈴木 恒充
文教厚生常任委員長	福田 克之
建設経済常任委員長	櫻井 秀美

専門家会議が示した「新しい生活様式」の具体例

- 外出** マスク着用。帰宅後せっけんで丁寧に手洗い、シャワーも
- 人との間隔** できるだけ2メートル
- 移動** 会った人と場所を記録
- 生活** 毎朝検温。小まめに手洗い、換気。会話時は症状なくてもマスク
- 買い物** 少人数ですいた時間に素早く。展示品への接触控えめに
- スポーツ** ジョギングは少人数で、距離を取ってすれ違いを
- 公共交通機関** 会話は控え、混んだ時間避け
- 食事** 大皿、おしゃべり、大人数会食は避け、横並びで座る
- 働き方** テレワーク、オンライン会議励行。対面の打ち合わせは換気とマスク

6月定例会について

- 5月29日(金) 定例会開会 (提案理由説明、即決議案採決)
- 6月 1日(月) 新型コロナウイルス感染症特別委員会
新型コロナウイルス集中審議
- 6月 3日(水) **令和2年度補正予算等集中審議**
- 6月 5日(金) 定例会閉会 (特別委員会委員長報告、採決)

**時間短縮及び3密を避けるため
一般質問は自粛、常任委員会は
中止となりました。
その分凝縮して審議します。**

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止および傍聴に来られる皆さまの健康を守る観点から、議会の傍聴を自粛いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

発行にあたって

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、日々の生活や今後の事業継続に苦心されている市民が大勢いらっしゃいます。そういった方のお力に少しでも役に立てればと思い、今回臨時号を発行しました。

議会広報委員長 岡村 浩雅

5月1日発行 61号の誤字訂正とお詫び 議会だより61号に誤字がありました。下記のとおり訂正し、お詫びいたします。
17ページ左列 グランドゴルフ場⇒グラウンドゴルフ場、グラウンドゴルフ⇒グラウンドゴルフ、グラウンド⇒グラウンド